

有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業 交付規則

平成 21 年 8 月 3 日 交 付
令和 7 年 6 月 30 日 最 終 改 正
特 定 非 営 利 活 動 法 人
水産業・漁村活性化推進機構

（目的）

第 1 条 この交付規則は、有害生物漁業被害防止総合対策基金（以下「有害生物対策基金」という。）の管理・運営及び同基金により助成金を交付して実施する大型クラゲ緊急対策事業（以下「基金事業」という。）の適正な管理、執行に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この交付規則における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- （1）「大型クラゲ」とは、エチゼンクラゲ（学名Nemopilema nomurai）のことをいう。
- （2）「交付等要綱」とは、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 9 4 5 号農林水産事務次官依命通知）をいう。
- （3）「運用通知」とは、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2 5 9 7 号水産庁長官通知）をいう。
- （4）「公募要領」とは、水産庁長官が定める有害生物漁業被害防止総合対策事業に係る公募要領をいう。
- （5）「事業実施主体」とは、交付等要綱及び運用通知に定める有害生物対策基金を行う特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）であり、本事業の総合的な実施及び調整を行う補助事業者をいう。
- （6）「事業実施機関」とは、知に規定された漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意志決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、助成対象事業を確実にかつ適正に実行することができると客観的に認められる間接補助事業者をいう。

なお、事業実施機関の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないことを要件とする。

(7) 「基金助成金」とは、事業実施機関が基金事業を行う場合に水漁機構が助成する事業に要する経費をいう。

(8) 「補助対象経費」とは、公募要領の定めるところに準拠し、事業の実施に直接必要な経費で、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できる経費のみを対象とする。

(9) 「補助対象としない経費」とは、公募要領の定めるところに準拠し、次の経費とする。

ア 補助金の交付決定日よりも前に、発注、購入、契約等発生した経費

イ 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費

ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

オ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

カ パソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費

キ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（通則）

第3条 基金助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付等要綱、運用通知、公募要領の定めによるほか、この交付規則及び大型クラゲ緊急対策事業実施細則の定めるところによる。

（事業実施計画）

第4条 水漁機構は、交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の1の規定に基づき、事業実施計画（別記参考様式第1号）を作成し、水産庁長官へ提出するものとする。

（基金事業の執行等）

第5条 基金事業は、我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減することを目的として実施するものであることから、水漁機構は、水産庁及び関係機関（研究機関等）との協議の上、過去の大量出現年と比較して大量出現による広範囲に被害が及ぶと想定されると判断された場合に、迅速かつ円滑に対策事業等に着手できるよう準備し、有害生物対策基金を運用し事業を執行するものとする。

2 水漁機構は、事業の目的に基づき、適正かつ効果的・効率的な基金の運用を図るため、前号に係る大量出現の基準を設定するものとする。

3 大型クラゲによる漁業被害をより効果的・効率的に未然に防止する観点等から、基金を早期に運用し事業を実施する必要がある場合において、水産庁と協議し、使途の目的及び理由並びに予算が適当であると判断された場合に限り、有害生物対策基金を運用し事業を執行するものとする。

（基金事業の発動等）

第6条 水漁機構は、第5条に基づき有害生物漁業被害防止総合対策事業で設置する有害生物被害防止検討委員会において、基金事業の発動に係る承認を得るものとする。また、有害生物被害防止検討委員会の作業部会として設置する大型クラゲ被害防止検討委員会において、基金事業を効果的・効率的に進めるために、被害防止・軽減のための実施計画の策定に係る承認を得るものとする。

2 水漁機構は、大型クラゲの出現及び被害状況を勘案し、必要に応じ当該委員会の運営及び調整等を行うものとする。

3 水漁機構は、基金事業の発動の承認を受けて、事業実施機関等に対し事業開始等について迅速に通知するものとする。

（事業実施期間）

第7条 基金事業の執行に係る事業実施期間は、第9条に基づく水産庁長官の承認日を基金事業開始日とし、当該日付から翌年3月31日までとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第8条 有害生物対策基金の補助対象経費及び補助率等は、別表1（補助対象経費及び補助率、補助対象経費の範囲、重要な変更）及び別表2（補助対象経費の内容）に掲げるとおりとする。

2 助成対象としない経費については、第2条の（10）に該当する経費とする。

3 基金助成金は、事業内容以外の用途に使用してはならない。

(有害生物対策基金の経理管理等)

第9条 水漁機構は、運用通知第3の3-2-(3)の(3)のイに基づく別記参考様式第2号の補助対象経費申請書を水産庁長官に提出し、水産庁長官の承認を得て、有害生物対策基金の一部を事業の管理運営に要する経費に充てるものとする。

2 水漁機構は、有害生物対策基金に係る特別勘定を設けるものとする。

3 水漁機構は、基金事業の経理について、他の事業及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

4 有害生物対策基金の運用から生ずる運用益は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 水漁機構は、事業実施機関に対し必要に応じて事業の収支、財産の状況等に係る関係書類等の提出又は現地調査等で検査をすることができる。

(基金助成金の経理)

第10条 事業実施機関は、基金事業の実施に伴う収入及び支出について、基金事業と他の事業の経理を区分して基金助成金の経理を明確にするものとし、その経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理し、事業終了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(取得財産等の管理及び処分の制限等)

第11条 基金助成金により取得し又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、水漁機構に帰属する。従って、事業実施機関は、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち1件当たりの所得又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具について、財産の処分等を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する償却期間を、以下「処分制限期間」という。）においては、処分や助成金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、水漁機構の承認を受けなければならない。

3 事業実施機関は、前2号により水漁機構の承認を得て財産を処分したことにより、収入があり又はあると見込まれるときは、該当収入の全部または一部を国または当法人に納付させることがある。

4 事業実施機関は、前2号に係る取得財産等は、帳簿等に加え財産管理台帳、その他関係書類を整備保管するものとする。保管期間は、第10条のとおりとする。

(事業実施計画の承認)

第12条 事業実施機関による基金事業の実施計画については、運用通知第3の3-2-(3)の(4)のイに基づき水漁機構の承認を受けるものとする。

2 水漁機構は、その内容を審査し、適当であると認められる場合において、水漁機構による事業実施機関の基金事業実施計画の承認に係る通知を、別記様式1号による計画承認通知書により行うものとする。事業実施計画を変更する場合の承認に係る通知は、別記様式2号による計画変更承認通知書により行うものとする。

3 水漁機構は、水漁機構による運用通知第3の3-2-(3)の(4)のイに基づく水産庁長官への承認報告を、別記様式3号による実施計画承認報告書又は別記様式4号に実施計画変更承認報告書より行うものとする。

(軽微な変更による計画変更)

第13条 事業実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条における事業実施計画を変更するものとする。

- (1) 別表1の重要な変更該当するとき。
- (2) 助成対象事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。
- (3) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

(基金助成金の交付及び事業開始)

第14条 事業実施機関による基金事業の交付申請については、水漁機構が基金の発動について通知した場合にのみ、運用通知第3の3-2-(3)の(5)のイに基づき水漁機構の承認を受けるものとする。

2 水漁機構は、その内容を審査し、適当であると認められる場合において、水漁機構による運用通知第3の3-2-(3)の(5)のイに基づく交付の通知を、別記様式5号による交付決定通知書により行うものとする。

3 事業実施機関において、この交付決定通知書の日付を事業開始日とし、当該日付前に着手した場合は事業対象外とする。ただし、交付決定通知書において事業開始日を別に特定する日付を付す場合は、当該日付をもって助成対象事業を開始できるものとする。

(事業実績の報告)

第15条 事業実施機関による基金事業の成果及び収支等に係る実績報告については、運用通知第3の3-2-(3)の(7)に基づき水漁機構へ支出内容の証拠書類を添えて提出するものとする。

(基金助成金の支払い)

第16条 水漁機構による事業実施機関への基金助成金の支払は、精算払いとする。

2 事業実施機関は、運用通知第3の3—2—(3)の(7)に基づく実績報告と併せて基金助成金の精算額の請求をするものとする。

3 水漁機構は、実績報告書の内容を審査し、適当であると認められる場合において基金助成金交付額の確定及び精算払の通知を、別記様式6号による支払通知書により行って支払うものとする。

4 ただし、事業実施機関が運用通知第3の3—2—(3)の(6)のイに基づき水漁機構へ概算払いを請求したときは、水漁機構は、事業の円滑な運営に必要と判断する場合に限り、概算払請求書及び係る証拠書類について、実施計画又は計画変更、及び交付申請の内容の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において、運用通知第3の3—2—(3)の(6)のアに基づき概算払額の確定及び概算払の通知を、別記様式7号による支払通知書により行って支払うものとする。

(審査)

第17条 水漁機構による第12条から第15条における事業実施機関提出の書類に係る審査について、具体的な観点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の目的、趣旨との整合性：本要領の事業目的との整合性があるか。
- (2) 事業内容の妥当性：本要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか。
- (3) 実施方法の妥当性：実施方法は事業実施に係る関係者との十分な連携の下に計画又は実施されているか。事業の実施方法及び成果等が妥当なものとなっているか。
- (4) 交付決定取消の原因となる行為の有無：第18条に相当していないか。

(交付決定の取り消し)

第18条 水漁機構は、次に掲げる場合には、第14条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施機関が、法令、本交付規則又は法令若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施機関が、基金助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施機関が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(基金助成金の返納)

第19条 水漁機構は、第18条の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する基金助成金が交付しているときは、期限を付して基金助成金の全部

又は一部の返納を命ずるものとする。

- 2 事業実施機関は、基金助成金の全部又は一部の返納事由が生じたときは、別記様式 8 号により基金助成金の返納の承認申請を受けるものとする。
- 3 水漁機構は、基金助成金承認申請の内容を審査し、水漁機構による事業実施機関の基金助成金返納の承認に係る通知を、別記様式 9 号による基金助成金返納承認通知書により行うものとする。

(消費税の取扱い)

- 第 20 条 事業実施機関は、第 12 条から第 15 条に係る申請書等を提出するに当たって、基金助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、仕入れに係る消費税等相当額に係る免税事業者については、この限りではない。

(取得財産等の調達)

- 第 21 条 事業実施機関は、基金助成金により取得財産等に該当する物品を調達する場合、経済性や効率性を考慮した調達を図るものとする。
- 2 事業実施機関において内部調達を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

(雑則)

- 第 22 条 基金事業の執行に当たっては、運用通知第 3 の 3—2—(3) の (9) に基づく水産庁の指導及び監督の下、適宜、水産庁と協議する。
- 2 水漁機構は、事業実施機関に対し基金事業の実施について必要な助言及び指導を行うものとする。
 - 3 水漁機構は、事業実施期間中、担当者等によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施機関に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要に応じて調査（現地調査を含む。）を行うものとする。事業実施機関は、水漁機構の求めに応じて、適宜、本事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた助成金の使用状況についての報告をしなければならないものとする。
 - 4 この交付規則に定めるもののほか、基金事業の円滑かつ適正な実施のために必要な事項は、実施細則に定めるものとする。

別表 1（第 8 条、第 13 条の関係）

基金事業の経費及び補助率、補助対象経費の範囲、重要な変更について

経費	補助率	補助対象経費 の範囲	重要な変更
1 駆除事業費 大型クラゲの駆除を行うのに要する経費		賃金、設備費、備品費、消耗品費、旅費、役務費、用船料、その他（燃油費等）	経費の欄に掲げる 1 の（1）の a 及び 2 の a の経費からそれ以外の経費への流用
（1）駆除漁具等の導入費			
a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費	1 / 2 以内		
b 駆除漁具導入に要する経費	定額		
（2）駆除事業費	定額		
2 陸上処理事業費 陸揚げされた大型クラゲの陸上処理を行うのに要する経費		賃金、設備費、備品費、消耗品費、役務費、その他	
a 陸上処理機材導入に要する経費	1 / 2 以内		
b 陸上処理事業費	定額		

※ 補助対象経費の範囲のうち、水産庁長官に承認された水漁機構の事業の管理運営に要する経費はその他に含むものとする。

別表 2（第 8 条の関係）

< 共通事項 >

補助事業を行うにあたり、当該事業について区分経理を行うこと（第 9 条の 3 項）。補助対象経費は当該事業に要した経費であって、補助対象事業以外の事業と明確に区分できるもので、かつ、証拠書類*によってその金額等が確認できるもののみが対象となる。

*証拠書類とは、代表的には仕様書、見積書（合見積書）、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書（振込依頼書、通帳写等）である。

補助対象経費に係る費目について

費目 (補助対象経費)	費目の説明
人件費	事業に直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当 < 注意事項 > ・人件費の算定にあたっては、別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従うこと。 ・従事者ごとに業務日誌の作成が必要となる。業務日誌には、他の委託事業・補助事業及び自主事業等の従事時間・内容を当該補助事業と重複して記載しないよう十分注意が必要。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、販売促進補助、調査の補助等）を目的として、事業実施主体及び事業実施機関が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給、法定福利費）とする。 単価については、事業実施主体及び事業実施機関の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 実施計画書等を提出する際、設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる。（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなる）。 また、事業実施主体及び事業実施機関等の賃金支給規則による場合であっても、補助対象としない経費において申請できない経費とされている、本業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費については除外して申請する必要がある。
設備費	事業を実施するために必要な設備（機械装置・システム）や付随する機器等の購入、据付等に要する経費：漁具・漁網が相当する。

	<注意事項> ・事業を実施するにあたり必要な設備等が補助対象となる。なお、中古品の購入は原則として価格設定の適正性が明確でない場合は補助対象とならない。 ・購入に係る証拠書類（原則、見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。 ・リースにより調達する場合に補助対象となるものは、リースのための見積書、契約書等が確認できるもので、リース契約期間が補助事業の実施期間を超える場合の補助対象経費は、案分等により算出された当該補助対象期間分のみとなる。 ・自社調達を行う場合は製造原価となる。
備品費	事業を実施するために必要な備品・物品等の購入、据付等に要する経費 <注意事項> ・備品等の購入に係る証拠書類（原則、見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。 ・事業を実施するために必要な備品・物品等とは、補助目的の達成に必要な経費のみとなる。 ・通常の生産活動に関連する備品・物品等の購入は本事業の対象外となる。 ・補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外となります。購入する備品等の数量は必要最小限にする必要がある。
消耗品費	事業を実施するために必要な消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に要する経費 <注意事項> ・消耗品を補助対象経費として計上する場合には、証拠書類（原則、見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。 ・事業を実施するにあたり必要な物品で備品に属さないもの。
旅費	事業を実施するために必要な各種会議への出席、各種調査、普及活動等の実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等） <注意事項> ・既存の旅費規程等に基づき、出張伺い・報告等を整理し、適正な経理処理を行うこと。規定等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行うこと。 ・必要最小限の人数で実施し、出張報告には、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載したものを提出すること。 ・旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたも

	の。航空賃等については、安価なチケットの購入に努めること。
役務費	事業を実施するために必要な、それだけでは本事業の成果とは成り得ない機械器具等の各種保守、翻訳、分析等を専ら行うために要する経費 ＜注意事項＞ ・保守や翻訳等の契約に係る証拠書類（見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。 ・発注に当たっては、原則として２者以上の見積競争により選定することが必要となる。ただし、発注する内容の性質上、２者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約先とすることができる。その場合には、該当企業等を契約の対象とする理由書が必要となる。
用船料	事業を実施するために必要な船舶を用船するための経費 ＜注意事項＞ ・用船の契約に係る用船料の証拠書類（原則、見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。
その他	・燃油費：事業を実施するために必要な調査船等の運航等に要する燃油費 ＜注意事項＞ ・燃油費を支出経費とする場合、用船を出動前に満タン状態に給油しておき、作業完了後に消費分を補給し、補給後、計量等伝票類を受領し、燃油代の証拠として具備しなければならない。 ・潤滑油代：燃油費と併せて支出経費とする場合、次の計算式による算出額を助成する。燃油消費量×0.002×単価 ・収入印紙代 ・事業を実施するために必要な設備の賃借料（リース又はレンタル料等） ・労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費 ・自動車等借上料 ・会議費（会場借料等（飲食代（会議等における茶、コーヒー等簡素な茶菓に係る経費）を除く。））・交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等で「旅費」で支出されない経費） ・通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等） ・光熱水料 ・複写費 ・印刷製本費 ・文献購入費 ・雑誌論文等による事業成果等の発表上やむを得ず必要となる経費 ・他の費目に該当しない雑費等経費 ＜注意事項＞ 購入等に係る証拠書類（原則、見積・納品・請求書等）の作成が必要となる。

(別記参考様式第 1 号)

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業実施計画書
(有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業)

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

水産庁長官

氏名

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度における有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の1の規定に基づき、提出する。

記

(別記参考様式第1号) 別紙

(単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
漁村活性化対策事業費補助金				
漁場環境保全対策事業費補助金				
有害生物漁業被害防止総合対策事業費				
大型クラゲ緊急対策事業費				
1 駆除事業				
2 陸上処理事業				
計				

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 駆除事業

(1) 駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導 入 時 期	備 考

(2) 駆除実施計画

実 施 時 期	実 施 場 所	内 容	備 考

2 陸上処理事業

項 目	数 量	内 容	備 考

(別記参考様式第2号)

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業
(有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業)
補助対象経費申請書

水漁機構有総第〇号
〇〇年〇月〇日

水産庁長官
〇〇殿

東京都千代田区内神田二丁目2番1号
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名

〇〇年度における有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業の補助対象経費について、〇年〇月〇日付け水漁機構有総第〇号で水産庁長官に提出した事業実施計画における基金の一部を事業の管理運営に要する経費に充てたく、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-2-(3)の(3)のイの規定に基づき、申請する。

記

1. 管理運営経費

(1) 内容

(2) 経費内訳

2. 理由

3. 管理運営予算

費 目	予算額(円)	備 考
合 計		

4. 実施体制

(別記様式 1 号)

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち

大型クラゲ緊急対策事業実施計画の承認について

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で貴殿より申請のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 3—2—（3）の（4）のアの規定に基づき承認します。

(別記様式 2 号)

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち

大型クラゲ緊急対策事業計画変更の承認について

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で貴殿より申請のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業計画変更については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 3—2—（3）の（4）のアの規定に基づき、申請のとおり承認します。

(別記様式 3 号)

水漁機構有総第〇号

〇〇年〇月〇日

水産庁長官

氏名

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業実施計画の承認報告について

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画の承認について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-（3）の（4）のイの規定に基づき、別紙の〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画を承認したので報告します。

別紙

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業
実施計画承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号

事業実施機関名

代表者役職氏名

(別記様式 4 号)

水漁機構有総第〇号

〇〇年〇月〇日

水産庁長官

氏名

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業実施計画変更の承認報告について

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画変更の承認について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(4)のイの規定に基づき、別紙の〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画変更を承認したので報告します。

別紙

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業
実施計画変更承認申請書

(別記様式 5 号)

水漁機構有総第〇〇号
〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金の交付決定の通知について

〇〇年〇月〇日付け第〇号で貴殿より申請のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

貴殿におかれては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）に従って事業を実施して下さい。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付け第〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び助成金の額については別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費 金〇〇円

助 成 金 の 額 金〇〇円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の経費配分欄記載のとおりとします。
- 4 この交付決定の通知した日以前に実施した事業は、助成対象とはなりません。

- 5 事業実施機関（間接補助事業者）は、助成金（間接補助金）の交付を申請するに当たって、助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではありません。
- 6 事業実施機関は、当法人に実績報告書を提出するに当たって前号ただし書に該当した場合について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該助成金額から減額して報告しなければなりません。
- 7 事業実施機関は、当該助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、本事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- 8 当該助成金により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業実施機関は事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければなりません。
- 9 取得財産等のうち1件当たりの所得価額が50万円以上の財産について、財産の処分等を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する償却期間を、以下「処分制限期間」という。）においては、事前に当法人の承認を受けずに、処分や目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 10 事業実施機関は、前9号に係る取得財産等は、帳簿等に加え財産管理台帳、その他関係書類を整備保管するものとする。
- 11 事業実施機関が処分制限期間において補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより、収入があり又はあると見込まれるときは、該当収入の全部または一部を国または当法人に納付させることがあります。

※《交付決定後に計画変更を承認する場合は、以下による様式をもって交付決定通知の一部変更通知とする》

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業計画のうち
大型クラゲ緊急対策事業計画変更の承認及び交付決定の変更の通知について

〇〇年〇月〇日付け●第●号で貴殿より申請のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業計画変更承認申請書については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号 水産庁長官通知）第3の3-2-（3）の（4）のアの規定に基づき、申請のとおり承認するとともに、〇〇年〇月〇日付け水漁機構有総第●号による〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金の交付決定通知の記の一部を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更の対象となった事業の内容は、当該変更承認申請書に記載のとおりとし、その他については、〇〇年〇月〇日付け水漁機構有総第●号による〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金の交付決定通知のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
助成金の額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、当該変更承認申請書の経費配分欄記載のとおりとします。

(別記様式 6 号)

水漁機構有総第〇〇号
〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業に係る有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金の
交付について（精算払い）

標記の件について、〇〇年〇月〇日付け第〇号で貴殿より提出のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実績報告書の内容を審査した結果、適当であると認められたため、当該報告書に基づき、基金助成金の額 金〇〇円の確定をするとともに、基金助成金の精算額 金〇〇円を交付することを通知します。

（又は概算払いによる既受領額がある場合は以下による。）

標記の件について、〇〇年〇月〇日付け第〇号で貴殿より提出のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実績報告書の内容を審査した結果、適当であると認められたため、当該報告書に基づき、基金助成金の額 金〇〇円の確定をするとともに、基金助成金の精算額 金〇〇円と概算払交付額 金〇〇円の差額 金〇〇円を交付することを通知します。

(別記様式 7 号)

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金の交付について（概算払い）

標記の件について、〇〇年〇月〇日付け第〇号で貴殿より提出のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金概算払請求書の内容を審査した結果、適当であると認められたため、当該請求書に基づき、基金助成金 金〇〇円を交付することを通知します。

(別記様式 8 号)

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金返納承認申請書

番 号
〇〇年〇月〇日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長氏名

住 所
団体名及び代表者役職氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号変更通知）をもって基金助成金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり返納したいので、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業交付規則第 19 条の 2 項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- (1) 返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- (2) その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式 9 号)

水漁機構有総第〇〇号

〇〇年〇月〇日

事業実施機関名

代表者役職氏名

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構

理事長氏名

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金返納の承認について

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で貴殿より申請のあった〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金返納承認申請書については、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業交付規則第 19 条の 1 項の規定に基づき承認します。

ついては、〇〇年〇月〇日までに、別途通知する水漁機構の口座へ振り込んで下さい。

〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業
(有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業)
補助対象経費申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官
〇〇〇〇 殿

東京都千代田区内神田二丁目2番1号
特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 〇〇〇〇

〇〇年度における有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業の補助対象経費について、〇〇年〇月〇日付け水漁機構有総第〇〇号で水産庁長官に提出した事業実施計画における基金の一部を事業の管理運営に要する経費に充てたく、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-2-(3)の(3)のイの規定に基づき、申請する。

記

1. 管理運営経費

(1) 内容

(2) 経費内訳

2. 理由

3. 管理運営予算

管理運営予算の経費内訳

費 目	予算額(円)	備 考
合 計		

注：備考欄には積算根拠を示すこと

4. 実施体制